

2017
4月

ゆうひるば

遊通信
第162号



↑ダコタ・アクセス・パイプライン建設に融資する銀行に抗議をする
首都圏のアイヌの方々

特集 アイヌ政策の転換に向けて

| | |
|-------------------------|--------|
| アイヌ政策検討市民会議の設立と目的 | ・・・ 2 |
| アイヌ国立博物館の今後・期待と現状課題 | ・・・ 4 |
| 歴史をねじ曲げる学者たち | ・・・ 5 |
| 私たちが望むアイヌ政策とは？ | ・・・ 6 |
| アイヌ漁業権回復を目指して | ・・・ 8 |
| DAPLをめぐるネイティブ・アメリカンとの連帯 | ・・・ 10 |

| | |
|-----------------------------|--------|
| つんどく屋 『北海道から安倍〈強権〉政治にNOと言う』 | ・・・ 12 |
| 活動報告 名義後援制度をめぐって—その後 | ・・・ 13 |
| 寄稿 札幌市に人種差別撤廃条例(仮)をつくろう | ・・・ 14 |
| 連載 海外だより(第4回 キューバ) | ・・・ 15 |
| 連載 東さんのボロボロ日記(第93回) | ・・・ 16 |
| 連載 フィールドワークな日々(第69回) | ・・・ 17 |
| 連載 気ままに俳句(第12回) | ・・・ 18 |
| 事務局便り など | ・・・ 19 |

特集

アイヌ政策の転換に向けて

1997年に「アイヌ文化振興法」が成立してから、20年の月日が経ちました。2008年には、国会決議を受けて政府もアイヌを先住民族として認める談話を発表しましたが、その後すすめられてきたアイヌ政策も文化振興策に限定されており、世界の先住民族の権利回復の動きからアイヌ民族は大きく取り残されてしまっています。そうした中、現在のアイヌ政策のあり方に疑問をもつ研究者らの呼びかけから、代替案の提言を目的とするアイヌ政策検討市民会議が発足しました。今回の特集では、「遊」も参画、連携している市民会議の動きを中心に、市民、そしてアイヌ民族自身の声を紹介します。

アイヌ政策検討市民会議の設立と目的

丸山博

2016年3月、国や道主導のアイヌ政策に批判的な国内外の研究者、教育者、アイヌおよび日本人活動家など20名が呼びかけ人となって、アイヌ政策検討市民会議が設立された。第一回の集会は、共同発起人の吉田邦彦北大教授と筆者の2名の議事進行の下、北海道大学の教室ですべての人に開かれた形で開催され、およそ以下の問題意識が共有された。

(1) 現行のアイヌ政策の基盤は、日本人有識者を中心とするウタリ対策に関する有識者懇談会およびアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会などによって決められている。当事者のアイヌは蚊帳の外であり、これは国際人権文書で保障される先住民族の権利FPIIC（自由意思による事前の十分な情報による合意 原則から著しく逸脱する。）
(2) 現行のアイヌ政策の内容は、「先住民族の権利に関する国連宣言」はもとより、法的拘束力のある国際人権規約などの国際人権法及び国際条約の監視機関の日本への勧告を軽視してつくられている。これは国際法の誠実な遵守を謳った日本国憲法98条2項に反する。

(3) 上記の有識者懇談会は日本による北海道の植民地化を日本の近代化のための開拓と正当化し、北海道旧土人保護法がアイヌの人々の窮状を改善するために行われたかのように述べている。これは日本のアイヌに対する歴史的不正義を隠ぺいし、アイヌ政策を先住民政策から遠ざけている。

(4) 上記の二つの有識者懇談会は合計15名が国から指名され、参加した。そのうち10名が研究者である。それにもかかわらず、その報告書は上記のように国際人権法、日本国憲法や植民地化の歴史に照らして多くの問題がある。したがって、日本の学問のあり方も問われなければならない。

同集会では、こつした問題意識を踏まえて、次の設立目的が吉田、丸山より提案され、承認された。

「アイヌ政策から直接影響を受けるアイヌはもとより、アイヌ政策に懸念をもつ国内外の研究者、教育者、ジャーナリスト、芸術家、社会活動家、政治家、学生や市民らが集まり、現状のアイヌ政策について開かれた場で批判

的に検討する。その結果明らかになった問題を広く市民社会と共有し、国や道主導から当事者アイヌの自決権に基づくものへと転換するための基盤、すなわち代替策をつくり、日本政府や国連人権監視委員会など国内外の関係諸機関に提示する。」なお、第1回集会の出席者は約50名。その模様は北海道新聞とNHKによって報じられ、その後の集会も北海道新聞を通して伝えられている。

市民会議は今年4月で一周年を迎えたが、その間、4回の集会を公開のもと行ってきた。政策決定にはボトムアップアプローチが必要であるとの市民会議の考えが実践されている。第2回以降は研究者、アイヌおよび日本人の活動家らが毎回、数人ずつ、それぞれ取り組んでいるテーマについて話題提供をし、参加者のアイヌ政策の理解を深めている。

第2回の集会では井上勝生・北海道大学名誉教授がアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書の歴史認識には多くの問題があることを歴史資料に基づいて指摘した。アイヌの活動家小川隆吉氏と清水裕一氏からは、北海道大学の研究者によって戦前アイヌの墓から不法に発掘され、研究材料に使われてきた先祖の遺骨の返還を求めた法廷闘争の結果、小川氏の故郷杵臼に12体が返還されたことが報告された。第3回の集会では、アイヌの漁

師島山敏氏が長年の漁活動を通して再三にわたって水産庁に先住民族捕鯨の要請を行ったが、門前払いであったこと、それにもかかわらず、いわゆる調査捕鯨については情報を公開していないことを明らかにした。元小学校教諭若月美緒子氏は教科書におけるアイヌの近現代史の記述が植民者の立場から書かれており、その是正を教科書会社に求めていることを述べた。第4回の集会では、貝澤耕一氏が自宅の裏山を20年かけて少しずつ買い取り、アイヌ文化の今後の存続のための植林活動を

していること、20年以上も前に父親の貝澤正氏が三井物産社長あてに出した手紙の返事を今、三井物産に求めていること、昨年FSC（森林管理協議会）のPIPC（先住民族常設委員会）のアジア地域代表として選出され、商業的森林伐採が先住民族の権利を損なわないよう、監視する一員となったことなどが報告された。その他の報告については紙面の制約上触れることができないため、アイヌ政策検討市民会議のブログをご覧いただければ幸いです。

今後市民会議は集会を毎年4回くらいのペースで行いながら、2017年中には、集会での報告等から得られたアイヌ政策上の問題点とそれらに対する勧告を中間報告書としてまとめ、2018年にはアイヌ政策の代替案を作成する予定である。なお、2017年1月、市民会議のもとに事務局を担う運営委員会がつくられ、フリージャーナリストの平田剛士氏やさつぽろ自由学校「遊」の小泉雅弘氏を中心にバックアップ体制が整いつつある。



第4回アイヌ政策検討市民会議 (2017.3.18. 北海道大学にて)

丸山博 (まるやまひろし)
アイヌ政策検討市民会議世話人。スウェーデン・ウプサラ大学名誉博士・客員教授。

特集

アイヌ国立博物館の方途・期待と現状課題

——彼我の相違とその所以

吉田邦彦

白老の象徴空間構想においては、一番物議を醸している、北大納骨堂ほか各大学に分置されている「アイヌ盗掘人骨」の集約化以外に、「国立アイヌ博物館」の充実化（国立博物館化）がある。しかしその理念に関する議論は低調だ。その管轄の文化庁のウェブサイトを調べても、アイヌ文化振興法を受けた「アイヌ文化振興に関するナショナルセンター」の展示・調査研究機能を主に担うという従来路線が進められ（『民族共生の象徴となる空間』における博物館の基本構想）2013年8月・4頁以下）、国立博物館化による予算増額にも拘わらず、それ以外の理念は不在である（これでは、既に存在するアイヌ民具館、アイヌ絵やアイヌ刺繍等が展示される博物館をまた増やすことに、巨額が投ぜられるとの懸念が生ずる）。また、こうした検討委員会にアイヌ民族が含まれていないことも、国連先住民族の権利宣言（2007年）の根幹たる「自己決定権」に反すること著しい。

におけるホロコースト博物館、日系米人博物館、国立アメリカン・インディアン博物館、国立アフリカ系アメリカ人博物館などと枚挙に暇ない）、これまでのアイヌ民族に対する歴史的不正義を展示し、人権蹂躪に関する意識喚起の《人権博物館》にならないのか。諸外国とのギャップに嘆息が出る。2015年秋に、ハワイ原住民の補償問題の第一人者のE・ヤマモト教授（ハワイ大学）を白老の「アイヌ民族博物館」を案内したことがあるが、「文化ばかりで、アイヌ民族の悲劇を窺わせる展示が皆無だ」「あれではアイヌ民族が今どのような苦境にあり、差別を強いられるか、現在のアイヌの生き様が全くわからない」と苦言を呈せられたことが、今も記憶に新しい。

アイヌ政策の基盤である、2009年の有識者懇談会報告書が採っていないことと関係する（拙著「民法学と災害・居住・民族補償」（前編）—総論・アイヌ民族補償・臨床法学教育」民法理論研究5巻・2015年・155頁以下参照）。そしてこれがひいては、アイヌ民族に関する「歴史教育」の問題に繋がり、最近の事件として、例えば、①アイヌ副読本問題（アイヌ文化振興・研究推進機構の方から、副読本における歴史的不正義をほかすような「修整」要請があったが、反対により撤回された・2012年）、②アイヌの歴史叙述に関する教科書検定問題（アイヌの土地を奪ったとの叙述をアイヌに土地を与えたにせよと、教科書検定で命ぜられる・2015年）、③アイヌ文化普及啓発セミナーにおける落合講演問題（30ヶ所近くで、歴史を曲げる叙述をする「歴史修正主義」教育を行い、中にはアイヌ埋葬文化はあほじやないかとの礼節にかける言辞もある・2016年）などが、陸続と続いていることも、無関係ではないであろう。

吉田邦彦（よしだくにひこ）
1958年岐阜県生まれ。81年東大法学部卒。87年北海道大学法学部助教、96年から同教授。専門は民法学で、アイヌ民族の問題は、民法と密接だと主張する。

特集

歴史をねじ曲げる学者たち

若月美緒子

昨年7月、アイヌ文化振興法に基づく「アイヌ文化普及啓発セミナー」で、落合研一さんという方が講演をしました。ところが、参加したアイヌ民族から「民族に対する侮蔑的な内容だ」と指摘があり、札幌アイヌ協会や丸山博さん（ウプサラ大学名誉博士）、私たちが「教科書のアイヌ民族記述を考える会」、全国各地のアイヌ民族団体からも意見書、抗議、公開質問状が提出される事態となりました。

よね。」と語り、土地を奪われた原因をアイヌ民族の能力不足としているのです。国家が法律を制定して、権力づくで強行した事を無いことにし、アイヌ民族に責任を転嫁しているのです。

明治時代に、アイヌ民族の土地であるアイヌモシリを政府はアイヌに断りなく一方的に「北海道」と名付け、全ての土地を「無主の土地」と決めつけて奪いました。そして、「北海道」の大地を法律によって国家や本州からの移民・大資本の所有地としました。アイヌ民族は住んでいた家や畑を奪われ、強制移住で未開地に追いやられたのです。

また、明治政府はアイヌ民族の伝統的な葬式、家屋葬送を禁止しました。これは、家を燃やして送ってやり、亡くなった人が神の国に行っても困らないように、という重要な意味があります。しかし、落合さんは「人が死ぬたんびに家燃やすなんてアホじゃねえのか」と放言しました。異なる文化・宗教をもつ民族への理解も、思いやりのかけらすらもない発言です。

落合講演の問題点の一つは、この歴史事実と異なる説明をしていることです。「(和人とアイヌの)どちらにも土地の所有権を設定するから、この土地は私の土地ですよと設定しに来なさいよ」と言っているわけですが、アイヌの人々にはその概念がわからないんです。

さらに、アイヌ民族から「屈辱的なアイヌ民族差別法」と批判される「北海道旧土人保護法」の解説で「元々のねらいは、土地を与え、社会保障的な役割もセットになっていたことを、是非ご理解いただきたい。(アイヌの人々を)救済しようと試みたが、結果的には成果が出なかった。」と述べて、平然と正当化しています。しかし、旧土人保護法は実際にはアイヌ民族に「給与」する土地を「未開地」と

規定して、それまで住んでいた土地を奪う役目を果たしており、ここでも落合さんの話は事実とかけ離れているのです。

このように、問題のあまりにも多い落合さん、実は北海道大学アイヌ・先住民研究センターの准教授で、北大法学部「先住民法」の講義までしている方です。そればかりか、なんと！政府のアイヌ政策推進作業部会の座長も務めているとは、信じられますか？

落合さんは、たまたま、人選を間違えて「アイヌ文化普及啓発セミナー」で講演をした不勉強なだけの人という訳では、ないようです。歴史をねじ曲げて、あったことを無かったことにしたい・政府の責任はすべて無しにして、アイヌ民族から奪った土地も文化も権利も、その原因を他ならぬアイヌ自身のせいにしてしまいたい、そんな政策意図を落合さんは担っているようです。

国家の意図を代弁して歴史をねじ曲げる学者さんたちは、まだまだいるのです。私たちは騙されないようにしないといけません。そして、しっかりと抗議の声を上げる必要があります。

若月美緒子（わかつきみおこ）
教科書のアイヌ民族記述を考える会。元小学校教員。教員時代は北海道の歴史とアイヌ民族についての教材作りを仕事のテーマにしています。退職後、中学・高校教科書チェックも始めました。

特集

私たちが望むアイヌ政策とは？

—アイヌ民族自身が望むべき方向の転換を—

「遊」で行った連続講座「市民とともに考えるこれからのアイヌ政策のあり方」の最終回「私たちが望む新法とは？—アイヌ民族自身の想いを政策に活かすために」（2017年3月17日開催）では、アイヌ民族の老若男女7名に参加いただき、各々がこれからのアイヌ政策に望むことを話し合っていました。以下は、その場に出てきた意見からの抜粋です。

■アイヌ民族の進むべき方向の転換を

国連の先住民年に向けて、アイヌ協会も気運が高まり方向性が見えたかと思えたが、その後には続かず10年がたった。菅野さんが議員になって、アイヌ文化振興法ができたが、そこには先住権が含まれていなかった。また10年経って、2008年に洞爺湖サミットがあり、国会決議があがった。それからまた10年たったが、その間になにもできていない。基礎ができていない。現在、認められているのは文化だけだが、生活できないものに文化はない。私たちの権利をどうやって求めていくのか、原点回帰が必要。

■生まれてから死ぬまでの対策を、アイヌと和人が一緒にやって

国はアイヌを先住民として認める、認めない

給されている。北海道は土地を取られ、資源も取られているのに差額が大きい。年金と子どもの教育資金を何とかしないと、ヘルプアップできない。

■自分たちの権利について声をあげられる次世代を育てる

アイヌも、皆さん歌や踊りとかには一生懸命で参加するんですが、自分たちの権利についてどうにも口をつぐんでしまつてそこから進もうとしない。そこを何とかしなければ、どんなことも解決には至らない。アイヌの子どものたちがちゃんと大学などで権利や法律について勉強できれば、アイヌも言いたいことがいえるんじゃないか。そういう若者を育てるといったのが私たちの役割じゃないかなと思つている。

■アイヌがいることが当たり前前の社会に

最近、大阪の短大で講演をしてきたが、アイヌが話すとなると、何か珍しい者がしゃべるみたいになつてしまふ。アイヌのことを知らず、いまだにそういう人たちが生きているんだみたいな感じで、違和感を覚える。アイヌはいて当たり前前の社会になつてならないのかな。私の両親も亡くなったが、みんな何も残さずに死んでいる。本来残すべきものを政策として奪い取られてしまった人たちで、それを返してもらえないまま死んでいってかわいそうだなと思つ。また、姉と弟がいるが、二人とも不登校で学校にいっていない。自分はどういうところで勉強したり、講演したりする機会があるので、アイヌの現状やこれからについて少しは考えられるようになったが、教育も受けられず自分たちが今ど

とかではなく、「迷惑をかけましたと謝罪しながら、子どもたちの教育をどうするのか、高齢になつた老人たちの対策をどうするのか、アイヌが生まれてから死ぬまでの対策を考えてほしい。海外では先住民を様々な形で応援してくれる人がいるが、国内でも和人と私たちが一緒に行動しないと動かない。私たちの先祖の犠牲というのはすごいもので、世界のどこに行つてもアイヌの骨があり、資料として研究の媒体にはされるけれども、私たちが共に運動し、先住民の権利を獲得していくというところにはなかなか進めない。本当「一緒にやってくれる？」という感じで期待してみているのが現状。

■生活の営みに根ざした本物のアイヌ文化の復権を

アイヌは先住権を持っていて、その中には狩猟権、漁撈権、採集権という言葉があつて、その言葉の中には活き活きとした生活が営まれていたという事実がある。その生活の営みが全然見えないで、形だけいろんなものができていく。私たちは、具体的に自分たちの先祖が培ってきた財産を活かして生活を営んでいきたい。アイヌの生活が奪われて、川は汚され、山は荒らされ、それでも北海道という大地は逃げていない。その大地の中で、私たちは河川

ういう不利益を受けているのかというところと自己知らずに生きていくアイヌもたくさんいる。アイヌはただ念けて貧乏だったくらいに思っているアイヌも多い。自分もこのまま何も残せずに死んでしまつのは悲しいなと思つので、少しは何か次の世代に渡せるもの、箱モノの建物とかじゃなくつて、アイヌがアイヌらしく生きられるための何かを残せればいいなと思つて生きていきたい。

■アイヌに対する謝罪

私が一番大事だと思うのは、アイヌに対する謝罪。謝罪なしにアイヌは立ち上がれない。うちのばあさんは「アイヌは悪いものじゃないんだ、和人が分からないだけでアイヌの良さが分れば和人はみんな喜んでくれるんだ」と、ずっとそう言つて死んでいった。日本政府がぎつんとした形で公の場で謝罪しないかぎり、アイヌが劣等感をもたされ続け、何もかも浮かばれない。それをしっかりと私たちが言えないと、何も変わらない。5万円やるから黙つてろ、次は10万円やるから黙つてろ、それを5年、10年と続けているからアイヌは全然育たない。自分たちはそういうものはいらぬからこれを止めてほしいと声をあげてほしい。最近はいかにするには、やはりアイヌを認めて謝罪してほしいところが一番だと私は思っている。

■北海道150年への異議

今朝の道新に、全道で松浦武四郎リレー、開道150年のリレーをやろうというのが載っていた。いつまでも150年と言わせないでほしい。松浦武四郎を餌にはいけない。彼は、我々アイヌの

を通じて魚とか様々な食料をいただいて、それを採取することで生活を営み、それを分け合つて文化というものをつくり、その中で、言葉だけが生きる「ロセスを大事にしてきた。その生きた形態が出てこない。相変わらず貧しいから、文字も覚えられない。生活の基盤もない。そんな状況の中で、私はとにかく食べて、元氣をつけて、自分たちの人権を確立していくひとつの実践の形というものが欲しいなと思つている。

歌だとか踊りだとか、芸能面とかそういう面では何とか形らしいものができているけれども、それを実生活で活かすことができない。それで力がない。アイヌは狩猟をやったり、河川をきれいにしたり、稚魚を育ててまた帰したりということとは、教えられなくてもDNAでできている。彫刻や刺繍の学校に行つたわけでもなくても芸術を表現していますね。そういうふうに、先祖がくださった知識が湧き出てくる仕事をさせてほしい。

■年金と子どもの教育資金

アイヌ協会が新法制定に向けて動いていた時には、みんなから1万円づつ寄付を募つて、本部も支部も頑張つてやっていた。文化振興法ができた際にも、何年か先にまた変えますよつてことで納得してやつたはず。それが10年経つてもできず、今やっと何とかしようと思つているみたいだけど、まだ目途がたつていない。

アイヌの年寄りはほとんど年金がない人で、いま6万円ぐらいの年金を協会に要望しているようだが、中国残留孤児には13万円ぐらいの年金が支給されている。北海道は、北海道に比べて、まだ目途がたつていない。

■アイヌ関連予算の使われ方

札幌市のアイヌ関連予算が2億円と言われているが、その2億円のうち我々アイヌに使えるのはたぶん、2,300万円程度。あとの1億の、7千万は業者です。これがアイヌの業者だったらいいですけども、その金額が大きくなればなるほど大手企業が入つてきて、大手企業に回る仕組みになっている。我々自身が決める権利を持つならいいけれども、役人が使い道を決めるのであれば、我々の権利回復にはつながらない。

■アイヌに知的財産権を

アイヌには知的財産権というものがない。日本人が全部ただで使っている。売れるものは誰でも使っている。事実上、アイヌにとって何にもならない。これまで、アイヌ対策のお金も市町村が道路をつくったり、自由に使っていた。最近は何も付けがあるが、その結果、アイヌが使えるお金まで制限されている。

■土地を追われ、貧困に

うちは父親が新十津川出身。新十津川ワッカウエンベツ。ウエンベツは「汚い川」の意。そこで住めないんだから、深川、大沼、札幌と転々として今になっている。そうして土地を捨てて転々とせられて、貧困が生じている。

■大学の先住民研究のあり方への疑問

・北大のアイヌ・先住民研究センターはアイヌ研究費の名目で高額の予算を取っているが、アイヌはいだけ利用されている。センターは海外から高いお金を出して学者さんと呼んで講演をやるけど、我々には記録取るのに交通費だけ出すからボランティアで来てくれない。センターでオクラホマ大学から学者を5名呼んだことがあったが、会場で聞く人が私を含めて3人だけ。呼ばれた学者の人が言っていた。私たちをアイヌの名前のついた税金で高いお金で呼んでくれたが、聞く人が誰もいない。それはどういふことなのか。北大生も、市民も教育しなければならぬのに、何もしないで、ましてアイヌの人たちを呼びもしないで、大金をかけて自分たちを呼ぶといふのは何事かと。北大は、先住民研究センターの名前でアイヌ予算を取って、自分たちが飯を喰うための研究費として使っている。そういう人たちに研究の媒体として利用されたくない。

■教育のあり方について

・教育現場が、アイヌを認めていない。少なくとも中学までは義務教育なので、歴史の中にちゃんと北海道の正しい歴史をつたえた教科書をつくってもらうというのが大事。

・私が小学生にあがった頃には、毎回、社会の教科書でどこにアイヌがでてくるかチェックしていた。自分がアイヌだと分かっていた、授業で自分に目があるのが怖くてなんです。私はいま、アイヌの絵本の読み聞かせをしているんですけども、早い段階

てしまいます。形をなぞるだけのものになってしまいます。

もし、政府がアイヌの文化を推進したいと思うのなら、その文化を支えるアイヌとしての暮らしも保証されなければなりません。

北海道が河川一本、二本でもいい、そこで独占的にサケ漁をする権利を取り戻したい。そうすれば、アイヌに力が戻ってきます。住宅資金、奨学金も大事です。でも、福祉対策だけでは、アイヌがアイヌであることに喜びを感じることはできません。私は、まだ私の生がこの世に残っているあいだに、同胞がアイヌとして生きる喜びを感じられる日が来て欲しいと切に願っています。

現在、アイヌ政策推進会議がまとめようとしている政策は、先住権にもとづくものではないと聞いています。「象徴空間」を全面的に否定はしません。でも、私たちは、何十億円もかかる大きな箱ものを、ほかのことに優先して作ってもらいたいと本当に望んでいるのでしょつか。

アメリカでは、アメリカ・インディアン博物館が2004年にオープンしましたが、博物館建設のための法律が出来たのは1989年だとのこと。それまでにいろいろな先住民族政策の積み重ねがあり、そのうえに立って博物館計画が構想されたのだと思います。まず博物館から作るという日本とは大

から、アイヌがいて当たり前のという意識を持たせたい。どこに行ってもアイヌのものがあって、どこにいてもアイヌは珍しくないというふうになってほしい。

特集

アイヌ漁業権回復を目指して

宇梶静江

私はアイヌ漁業権についてお話しさせていただけます。前回(註・第3回アイヌ政策検討市民会議)、島山さんが漁業権について魂を込めて話されました。それを聞いて本当に感動しました。そして、私たちの先祖の生業だった漁業、特にサケ漁の権利回復に向けて、私たちアイヌが動き出さねばならないと思いを新たにしました。

すべて文化というものは日々の暮らしから生まれます。とりわけ、先住民族の文化はそうです。自然やカムイが身近に感じられる暮らしから切り離されたアイヌの文化には力強さがありません。私の父親は山の仕事が終わってお金が入ると、そのお金で魚や酒を買って、近所のアイヌのおじさんやおばさんたちにふるまっていました。夜を徹して語り、歌い、踊ります。その踊りのダイナミックな

違いです。博物館はもっとあとでいいと私は言いたい。

「象徴空間」の建設準備は着々と進んでいます。建設を止めることはもう難しいかもしれません。でも、それ以外にアイヌが望んでいることがあると政府に要求することは可能です。私はアイヌの同胞に訴えたいんです。アイヌの漁業権を取り戻すために立ち上がるうではありませんか。

漁業権の回復にはさまざま法律問題が横たわっています。それを解決するには、学者の先生や弁護士の協力が必要です。この市民会議に弁護士の先生が参加しておられるでしょうか。アイヌの先住権要求は基本的に法律の問題です。ぜひ、弁護士の先生方に加わってほしいと思います。

もう一つ重要なことは、権利の受け皿となるアイヌの組織づくりです。アイヌが集団として漁業権を行使するには、明確な組織が必要で。北海道には、北海道アイヌ協会と各地のアイヌ協会がありますが、権利行使の組織として存在しているわけはありません。もし、漁業権回復を政府に要求するのなら、漁業権という先住権を行使するためにどんな組織が必要なのか、既存の組織でいいのか、新しい組織を作らなければいけないのかを話し合っ、合意を形成しなければいけません。アイヌが合意を形成することがいかにむず

・アイヌが自ら語るものでなければ、浸透していかない。真実を踏まえて、アイヌがアイヌの文化を語っていく。そういうことでしか、和人の方も理解できない。

こと、いまのアイヌの踊りとは全然違います。体からほとばしるエネルギーから生まれる踊りです。まさに生きた踊りです。暮らしのなかにある踊りです。

しかし、アイヌ文化は、暮らしから切り離されて、博物館に飾られるものになってしまいました。現在、アイヌ政策推進会議が進めているアイヌ政策のなかめが博物館を中心とした「象徴空間」であることは、そのことをよく表しています。

アイヌがアイヌとして生きるすべを手に入れたときにはじめて、アイヌ文化が生きたものとなるのです。アイヌ語はすたれてしまいましたが、アイヌの刺繍、木彫り、歌・踊りは私たちの間に受け継がれてきました。しかし、おもとのアイヌとしての生活がなければ、アイヌの刺繍、木彫り、歌・踊りも細っ

しいか、私はこれまでの人生でいやというほど経験してきました。それは、アイヌが長い差別と収奪の歴史のなかで分断されてきたからです。しかし、それを乗り越えないとアイヌには未来がありません。アイヌがアイヌであるためには、和人まかせの運動ではだめです。アイヌの漁業権回復を目指して、アイヌが主体である運動を立ち上げたい、そのためにこの市民会議のお力を借りたいと思います。

このところ、天国からのお迎えの夢が目覚めます。私にはもう長い時間は残されていません。体も弱っています。でも、私たちアイヌが日本の先住民族であるためにまたやる必要がある。いま、アイヌ民族の将来が決まる重要な岐路に立っている。そういう思いで必死に生きています。同胞の皆さんに心からお願いです。先祖から受け継いだアイヌの魂と豊かなアイヌ文化を子孫に受け渡せるように、アイヌの暮らしを取り戻す、その第一歩としてアイヌの漁業権の回復のために立ち上がるうではありませんか。

(第4回アイヌ政策検討市民会議・報告より)

宇梶静江(うかじしずえ) 1933年、北海道浦河郡生まれ。詩人であり、アイヌの刺繍や伝統衣装・古布絵の製作者としても活躍。

特集

ダコタ・アクセス・パイプラインをめぐるネイティブ・アメリカンとの連帯
現在の政府のアイヌ政策と市民会議に対する思い

島田あけみ

皆さん、こんにちは。島田あけみです。今日は宇梶静江さんのお供で来ましたが、お話をさせていただく機会をいただいて、ありがとうございます。私は、首都圏で、東京にウタリが集える場を、政府や自治体にお願いのではなく、自分たちの手で作るために、チャシ・アン・カラの会というグループを作っています。ニューヨークランドのマオリの人たちとの交流プログラムにもかかわっています。

時間が限られていますが、二つのことをお話しします。一つはダコタ・アクセス・パイプライン建設反対運動についてです。それから、現在政府が考えている政策について一人のアイヌとして考えていること、そしてこの市民会議に対する期待について一言お話しさせていただきます。

ダコタ・アクセス・パイプライン（略してDAPLと言われます）は、ノースダコタ州からイリノイ州に至る約1900キロメートルの原油パイプラインです。このパイプラインはアメリカ先住民族のスタンディング・ロック

ク・スー部族の唯一の水源を汚染し、埋葬地など文化的に重要な場所を破壊する恐れがあります。そのために、国際的に非難の声があり、DAPL反対運動は環境正義を守るための大きな闘いに発展しています。詳細はお配りしています資料を読んでください。

DAPLの総工費は約38億ドル（約4318億円）で、そのうちの25億ドルが銀行からの融資です。日本のみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行の三つの銀行が総額約1740億円もの多額の投資をしています。

マオリとの交流プログラムをいっしょにやっている仲間が、三つの銀行にDAPLへの投資中止を要請する署名活動を始め、私も署名への呼びかけの声明を出しました。1万1356筆の署名が集まり、その署名を提出するために、2月17日に三銀行に面会を申し込みました。首都圏から、宇梶静江さん、宇佐照代さん、宇佐恵美さんと私の4人のアイヌが参加しました。三銀行とも署名は受け取りましたが、写真撮影、録音は許可されず、



署名を受け取っただけでした。素っ気ない対応でしたが、日本でDAPL

建設に反対している人たちがいることを銀行に知らせただけでも意義があったと思います。私は先住民族アイヌとして、先住民族の兄弟姉妹の苦しみや闘いと連帯したいと思い、署名運動に参加しました。私たちの先祖は川を汚さないようにと厳しく教えられて育ったということ。私たちがアイヌには何かがあるでしょう。アイヌにとっても水は命です。これからの運動にかかわっていきたくと思っています。

この運動にかかわって、強く思ったことが一つあります。それは、DAPLがラコタの人々を脅かしているけれど、彼らには土地がある、その土地を守る条約や法律があるということ。私たちがアイヌには何かがあるでしょう。いま政府はアイヌ政策を進めようとしています。その中心は「象徴空間」という変な名前のついた箱ものです。私は日本政府とアイヌ民族との和解の第一歩は、箱もの作りではなく、政府による謝罪だと思っています。謝罪のない和解はありません。政府が過去の過ちをアイヌに対して詫げる、それを和らぐ、それを和らぐ、そのことによって、私たちはこれまでアイヌを縛ってきた劣等感、無力感から救われます。アイヌがアイヌとして生きる、アイヌとして立ち上がり、声をあげる気持ちを持つことができます。

謝罪したうえで箱ものを作るとすれば、現

在考えられているような大きな箱ものを作るとは、小さなものを、東京も含めていくつかの場所に作るほうがいいと思います。そして、一定の期間がすぎると、アイヌの所有になるといふ形にして欲しい。アイヌが自らの手で運営・管理できるものでないと、アイヌはいつまでもたっても自立することができません。

この市民会議は、政府のアイヌ政策を批判的に検討して、提言することを目的にしています。政府の政策を批判する人はたくさんいますが、それに対抗して政策を提言するために立ち上がったのはこの市民会議だけです。そういう意味で私はこの市民会議にすぐ期待しています。一日も早く政策の提言をまとめてもらいたいと思います。

でも、その前にやってもらいたいことがあります。私も含めてですが、多くのアイヌは、いま政府がどんな政策を推し進めようとしているのか、それが世界のスタンダードと比較してどうなのか、必ずしもしっかりと分かっていません。現在のアイヌ政策の概要と問題点をやさしくまとめた解説書を作っていただけないでしょうか。

「象徴空間」のことは話題になりますが、もう一つの、全国のアイヌを対象とした政策については話題になりません。その二つをまとめた解説書があれば助かります。その解説書

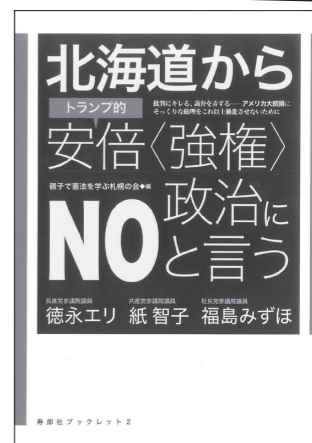
を使って、各地で説明会を開いてください。札幌で会議を開くから来てくれと言っても、アイヌはなかなか動けません。そのうえで、草の根のアイヌが政府に何を求めたいのかを調査してください。草の根のアイヌに働きかけることなく、研究者が政策提言しても、アイヌの心には響きません。

この市民会議は始まったばかりですから、いろいろなことがまだ固まっていらないと思います。そのなかで丸山先生や吉田先生のような研究者が骨を折って下さっています。この会議で研究者とアイヌの新しい関係が生まれることを願っています。私はハンセン病市民学会にときどき出席しますが、この市民学会は、ハンセン病についての学習、交流、検証、提言を行う市民活動です。たくさんの方の弁護士や大字の先生が参加していますが、ハンセン病患者との人間的交流を目指して、患者たちと手を組んで、フラットな関係で活動しています。この市民会議からも、共に手をたずさえて前に進む関係が生まれるといいですね。ハンセン病市民学会のことはネットに情報があります。

(第4回アイヌ政策検討市民会議・報告より)

島田あけみ（しまだあけみ）
チャシ・アン・カラの会。アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム実行委員会代表。

明日はつんどく屋で 買ってほしい・・・



『北海道からトランプ的安倍 〈強権〉政治にNOと言う』 (寿郎社)

著・徳永エリ、紙智子、福島みずほ、編
親で憲法を学ぶ札幌の会
A5判、86頁、本体価格700円

余市町で有機農業、養鶏業を営む安齋由希子さんと私が共同代表を務めている「親子で憲法を学ぶ札幌の会」が、徳永エリさん（民進党）、紙智子さん（共産党）、福島みずほさん（社民党）の3人の参議院議員を講師に招いて、昨年9月から11月の毎月1回開いた憲法学習会の内容をまとめたものです。

安倍政権は国民の「知る権利」を侵害する特定秘密保護法や、集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法などを、議会の民主的なルールを無視した強行採決で成立させてきました。このような国会軽視、国民不在の強権政治を続ける安倍政権に対し、私たちの会でも何か行動しなければと考え、野党の立場からその姿勢を厳しく追及し、憲法にも精通している3人の国会議員に講師をお願いして学

習会を企画しました。徳永さんは安倍首相がよく口にする「押し付け論」に言及しました。連合国軍総司令部（GHQ）は憲法を起草するに当たり、憲法学者の鈴木安蔵らがつくった民間の憲法制定団体「憲法研究会」が発表した憲法草案要綱の条文を手本に起草したと、9条の「戦争の放棄」は時の首相である幣原喜重郎が憲法に盛り込んだことなどの歴史的事実を紹介して、「一方的に押し付けられた憲法ではない」と強調しました。

紙さんは市民と野党との協力が「安倍暴走政治」を止める大きな力になるとし、その協力の成果が昨年7月の参院選挙での野党4党の共闘だと訴えました。全国の1人区・32選挙区で統一候補を立てて野党が市民と共に闘い、その結果、11選挙区で統一候補が勝ちました。大手マスコミ各社は改憲勢力が3分の2議席を獲得した結果を踏まえて「自民党圧勝」と報じましたが、紙さんは「実際はそうではなく安倍政権は非常に厳しい国民の審判を受けた」選挙だったと振り返りました。福島さんは「個人の尊厳」よりも「国家主

義」を前面に打ち出した自民党の改憲草案の問題点を具体的に指摘しました。その中でも草案の中に盛り込まれた「緊急事態」条項は、立法機関である国会での審議を経ずに、内閣だけの判断で法律と同じ効力を持つ政令を制定することができる点を挙げて、「ナチス・ドイツの国家授権法とまったく同じだ。これを許すわけにはいかない」と強く警鐘を鳴らしました。

党は違っても3人のお話で共通していることは、安倍政権が憲法に従った政治を行っていないということです。憲法は政治家などの権力者たちができる仕事を明確に制限し、私たち国民の人権を保障しています。国民を守り権力者を縛る憲法に従った政治をするよう、主権者である私たち国民がしっかりと声を上げていかなければ、憲法に縛りをかけられていく政治家たちはそれを解こうと必ず暴走します。いまの安倍政権がまさにそうです。

3人が憲法について語ったこのブックレットを手にとっていただき、より多くの人たちが憲法について学び、理解を深め、私たち国民の日々の生活が憲法によって支えられていることを実感してもらえたらと思います。

安川 誠二（やすかわ せいじ）
一九六一年生まれ。農業専門紙で記者をしながら、フリーで書籍編集にかかわる。北海道農業ジャーナリストの会役員。

活動 報告

名義後援制度をめぐって—その後

道新やNHKニュースをごらんいただいた方もいらつしやると思いますが、さつぽろ自由学校「遊」は、1月25日にガイドラインの具体的な改正案を札幌市に提言しました。

まず、現行制度の問題点は、
●市長賞と後援の扱いが一緒になっているため、後援は市がお墨付きを与えるものだという誤解が生じやすい。
●運用が恣意的で時代の空気に流されやすく、政権を付度する傾向がある。
●事務の適正化を図るためにとされているだけで、自治体が市民の活動を後援する目的や理念が明示されていない。

●職員が、市民の自主的な事業の内容に立ち入って、審査することには疑問がある。
●結果として、告知広報の手段に限られる市民の自主的な議論の場がせめられている。
こうした問題点を踏まえて、

○市長賞と後援に関するガイドラインを分ける。
○後援の目的、なんのために後援するのかという理念を明記し、担当者の裁量によって対応に差異が出たりすることのないように留意する。なお、目的には、「市民の自由な議論

の場を保障するために、市民の自主的な活動を支援する」という趣旨を明記する。

○政治的な課題は市民生活に深く関わる問題であり、講演会や講座、学習会等の主題が政治的な課題と重なるのはむしろ当然である。政治的中立性を恣意的に拡大解釈して支援を狭めることのないよう、人権に基づく除外規定を明確に定める。

○不服申し立てには第三者を交えた審査機関が対応する。申請者の不服に限らず、クレームについての対応も同様とする。
の4点を改正の方向として盛り込んだ具体案を提出しました。

1月30日の秘書部との話し合いには、民進、共産、市民ネット、改革の議員の方々も参加してくださり、現行の問題点を指摘する活発な発言がありました。とりわけチラシ配架については、改善すべきだという声が多く、秘書部も改善の必要を感じたように思いました。2月中に庁内会議をもって論議し、その結果を3月中に伝える、「遊」の前期パンフレット発行には間に合わないのを、公共施設配架の手立ては講ずるから今回は後援を記載しないで欲しいという申し出があり、了承し

ました。長いことのりくくりとほったらかされていましたが、やっと動き始めたことを実感した話し合いでした。

年度末ギリギリの3月31日、庁内会議の結果を踏まえた話し合いが持たれました。庁内会議は11月22日、2月17日、3月28日に開催し、基準、運用、定義について論点整理を進めている。後援の定義については名義を貸す以上趣旨に賛同するというところで、政治的な問題について一定程度の判断は必要であり市長賞と分ける必要はない。しかし、チラシ配架については基準の整理をしたいという報告がありました。後援のあり方や政治的中立性については議論がつきませんが、名義を貸すという表現にもひっかかりませんが、当面はチラシ配架のルールを別途つくる方向で、次のパンフレット発行予定の8月までには結論を出しましょうということになりました。ただ、チラシ配架に限っても最終的な結論を出す前に幅広い市民団体の声を聞く機会を求めていきたいと思っています。

（報告：細谷洋子）

図書室喫茶 YWCA Café
カフェボランティア募集中!
札幌 YWCA 011-728-8111
中央区南22条西15丁目
サニークレスト札幌1F
「電車事業所前」徒歩2分
TEL&FAX 011-533-8123

寄稿

札幌市に人種差別撤廃条例（仮）をつくらう

金時江

女性の人権を冒瀆し、特定の民族を誹謗中傷し、歴史の歪曲をねらう「捏造」慰安婦展が、2015年頃より札幌市男女共同参画センター（札幌エルプラザ）や各区民センター、地下歩行空間など市の公共施設を使用して行われています。この展示に対して、個人や団体から施設に貸し出しを中止するよう要請文が出されています。しかし、その後も展示が繰り返されたことから、貸し出しに疑問を持つ有志が集まり、札幌エルプラザの担当職員と貸し出しの経過や今後の対応について話し合いを持ちました。また、各区民センターでのパネル展実施にも直接出かけ、あるいはメール、電話などで施設を使用させないようにとの働きかけを行いました。

しかし、施設管理団体からの答えは、「最終判断は市に委ねている。問題があるとは感じるが断る根拠がない。市の判断に沿う。」というものでした。利用者と直接出会う現場はもっと独創性に富んでほしいと思いつながら、私たちは札幌市と話し合いを進めることにしました。「子どもも含めて市民が気軽に

訪れる公共施設で『捏造』慰安婦展のような差別展示が行われることは差別を増長することである」「特定の民族を誹謗中傷することは歴史観の違いなどではない」「この展示を不快に、不安に思う人たちがいる」「女性の人権、何よりも被害女性たちの尊厳を踏みにじている」「これらすべてが市が拠り所としている公序良俗に反している」「これまでも、『慰安婦』問題に関しては国連からさまざまな勧告が出されている」等々の意見を伝え、市との話し合いを重ねました。国連勧告の資料、昨年5月に成立したヘイト・スピーチ解消法の関連資料や大阪、川崎などの自治体資料、パネル展資料など、できるだけ多くの参考資料も準備しましたが、「市として貸さない根拠がない」という姿勢は変わりませんでした。話し合いを進めていく中で、札幌市が人権や差別に対する認識が薄く、その対策も考えていないことがわかりました。また、札幌に住む多様な人々が市民として見えていくのか、疑問に思わざるを得ませんでした。

金時江（きむしがん）
日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす北海道の会



座談会「民族的マイノリティの日常と差別」で語る多様な民族的背景をもつ若者たち（2017年2月2日）

海外だより

「遊」と関わり、つながりのある海外在住者に、日々の暮らしぶりや現地の状況などをレポートしていただきます。

第4回
平野 研さん
(キューバ滞在)

フィデルのポスター

2016年8月から一年間、在外研修でキューバに滞在しています。こちらに来てからは、安倍首相が突然キューバ訪問したり、大型ハリケーンが襲来したり、トランプ氏が大統領になったり、と毎月さまざまな出来事が起こっています。中でも一番の出来事は、やはりフィデル・カストロ前国家評議会議長（90歳）が亡くなったことです。

11月25日、私はちょうど引越しをしていました。荷物を運び終わり、一息つくのと、新しい家の周辺を散策するために、夜中に散歩に出かけました（キューバは治安が良いので夜中に出歩いても酔っ払いにからまれる程度です）。人通りもなく、車もパトカーが通る程度で、今度のエリアは随分と静かだ、などと呑気に考えながら歩いていました。実は

その時間、フィデル（こちらでは親しみと敬愛を込めてこう呼ばれています）が亡くなったことがテレビで報道されていたのでした。9日間の喪に入ること、イベントや酒の販売の禁止などが発表され、BARやレストランは営業を停止していました。ウチは米国大使館のすぐ近くなので、米国主導のテロを警戒してパトカーの数がいつもより多く、私が見たのもそれでした。引越したばかりで、テレビもなく、新聞の販売所場所もわからなかった私が、フィデルの死を知ったのは2日後でした。気づかないほど平穏であったとも言えます。学校や公共施設は休みになりましたが、酒以外の食料品などは普段通り販売され（無事にテレビも買えました）、日常生活に支障はありませんでした。



街中にポスターが張られました。

キューバは今、とても活気があります。もちろん問題も沢山ありますが、キューバ独自の経済改革がラウル・カストロの下で進んでいます。「国民生活を向上させる」という政府として当たり前のことを、時代の変化を乗り越えて、試行錯誤しながら真面目に目指してきたフィデルたちへの国民の信頼の一端を今回、見たような気がします。

平野 研（ひらのけん）
北海学園大学経済学部教授 発展途上国論担当
キューバをはじめラテンアメリカ諸国の経済を専門。

ひがしさんの ボロボロ日記

東 龍夫

第93回

プラスチックのない世界

2016年7月フランスでは、法律でレジ袋の配布が全面禁止されました。それに続いて、2020年1月からは、プラスチック製の使い捨てコップや皿、スプーンやナイフの使用も、「生分解性プラスチック」の例外を除いて、全面禁止される法律が世界で初めて制定されました。その理由は、「プラスチックの使用を減らすことで気候変動を防ぐ」というものです。その背景には、2015年12月に合意されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回会議）でのパリ協定があります。パリ協定では、「2050年には温室効果ガスの排出をゼロ（！）にする」という取り決めがされました。

一方、「プラスチックスーパの海」という言葉を知っていますか？チャールズ・モアによる同名の本で広く知られるようになりました。世界の海は今、表層から深海まで、そこに流れ込んだ大量のプラスチックごみによって汚染されています。なかでも、「マイクロプラスチック」という5mm以下の微細なプラスチックが広範囲に海を漂っていて、それはまるで「プラスチックのスープ」のようだとされています。プラスチックは紫外線にあたり劣化してボロボロに砕けます。しかし、いくら細かくなっても、分解して自然に戻ることはありません。海岸でよく見かけるペットボトルやビニール袋だけが、海に流れ込むプラスチックではありません。例えば、化粧品やボディソープに、古い皮膚や汚れをよく落とすという理由で「スクラブ材」というものが添加されていますが、これって実は細かいプラスチックの粒子なのです。それが下水排水川そして海に大量に流れ込んでいま



す。さらに、洗濯をよくすると思うのですが、ポリエステルなどの合成繊維の衣類からは、微細な繊維が剥がれ落ちて、それらも海へ流れ込んでいます。綿などの天然繊維からも剥がれ落ちるのですが、こちらは生態系の中で分解されるので大丈夫なのです。今この原稿を書いているわたしの家にも、プラスチックはたくさんあります。このパソコンもプラスチックで出来ているし、目の前にある毛布も合成繊維であるアクリルで出来ています。普通の生活をしていれば、ごみ箱にはプラスチック製の容器や包装が溢れます。「プラスチックのない世界」とは、どんな世界なのでしょうか？先ほどのフランスの話に、「生分解性プラスチック」という話が出て来ましたが、トウモロコシ由来のそれも今と同じに大量に使うようになれば、いろいろ問題がありそうです。

ひとつだけ言えるのは、「プラスチックのない世界は、大量生産・大量消費による使い捨て社会でなくなる」ということです。そうなれば、お金を稼ぐのに忙しく、モノを消費するのに忙しい今の暮らしから抜け出すことが出来るかも知れません。

東龍夫（ひがしたつお）

1952年生まれ。再生資源回収業。大量消費社会から持続可能な循環型社会を目指して活動中。札幌市環境保全アドバイザー、北海道環境学習トレーナーを務める。

第六九回 合意形成とは 『歩く、見る、聞く人びとの自然再生』を 書いたわけ

本を出したばかりなので、宣伝も兼ねてその話をさせていたのだ。本の名前は『歩く、見る、聞く 人びとの自然再生』。岩波新書から出した。

僕の学問的な「専門」は、環境社会学というもので、環境について、あるいは環境問題について、社会的な側面から考える、とくにそこに生活している人びとの視点から考える、というものだ。そうした視点はとても大事だと考えているのだが、世の中で「環境社会学」の存在を知っている人は少ない。知ってほしい、という思いからこの本を書いた。

二〇年前に札幌に来たころ（ああ、もう二〇年になるんだなあ）、北海道のことが知りたかったということもあるし、少しは教育に燃えていたということもあって、学生たちと一緒に北海道の環境保全活動について調査を始めた。自分でもさっぼろ自由学校「遊」から派生した「ときわ里山倶楽部」という南区での里山保全活動に参加した。

フィールドワークな日々

宮内泰介の

いろいろな見聞きしていると、環境保全活動の内部でいろいろな対立というかコンフリクトがあることが見えてきた。対立は悲しいことだが、人間だからしかたないこともある。それに対立から見えてくることも多いのだ。コンフリクトの原因はいろいろあるが、その一つは、自然をどう見るか、ということだった。人間の手のつかない自然というものを理想と考えるかどうか。

当時南太平洋のソロモン諸島で熱帯林の村の調査もしていたから、ソロモン諸島という現場と北海道という現場とを重ね合わせながら、自然って何だろう、人と自然の関係はどういうものが望ましいのだろうか、あるいはそのことをめぐってどういう社会のしくみが望ましいのか、といったことを考えるようになった。

そんなことを、同様のフィールドワークを行っている仲間たちと一緒に考え、そうやって二〇年くらいたって、ようやく、いっちらか自信をもって言えることをコンパクトにまとめたのが、この『人びとの自然再生』だ。

この本では、問題の「解き方」として、僕は「合意形成」を軸に置くことにした。というか、「合意形成」

を軸に置くしかなかった。自然がどうあるべきかは簡単に答えがあるわけではない。だからいろいろな歴史的背景、さまざまな価値観の人たちがどう合意していくか、が鍵となる。しかし、「合意形成」は、ただ集まって話しかつて「合意」すればよいというものではない。そこが難しいところだ。そのことも多くの現場から学んだ。そもそも「合意」って何なのか、「合意形成」はどつすればよいのか、をわりあい徹底的に考えた。その結果をこの本では、「合意形成とは、納得や信頼を軸とした多面的なプロセスの束である」と表現し、そしてその柱に「聞く」という行為を置くことを提唱した。「聞く」と自体が共同認識の構築であり、新しい物語の創造であり、そして合意形成のプロセスである」と僕は書いた。

新書という形にして、多くの方に読んでもらい、こうしたことについて議論したいと考えた。これは、これからの社会を考えることでもあるからだ。というわけで、ぜひご一読を。

◆宮内泰介『歩く、見る、聞く 人びとの自然再生』（岩波新書） 岩波書店

宮内泰介（みやうちたいすけ）

一九六一年生まれ。さっぼろ自由学校「遊」共同代表。北海道大学教員（環境社会学）。ソロモン諸島、北海道、宮城などで、環境生活の調査中。



そのままに俳句

世界最短の定型詩と言われる俳句。五・七・五で作られる世界。日常、見たり聞いたり感じたりしたことを、忙しい日々で忘れてしまふその一瞬を、十七文字に込めてみました。

枕木の埋もれゆく果ての春夕日

海に沈む夕日を撮りたくて、車を停めた。夕日に近づこうと海に向かって歩いていくと、ふと目に入ったのは線路。緩やかなカーブを描いてずっと先へ伸びる線路。でも振り返ると、もう一方は、土に埋まっていた。いつだったかの大雨で土砂に埋まり、そのまま使われなくなっていった。この小さな海の町も、かつては線路は人々の足だったはず。町に出ていく人、故郷に帰ってくる人。多くの人を乗せ動いていた線路も、時代と伴に変わっていった。今は使われなくなった線路。もう使われることがないのだろうか、と考えると切なくなるけれど、海に沈む夕日と線路が作り出す景色は、とても美しく静かな春の風景だった。



第12回

春雨や季節を告げる傘の音

しとしとと降る雨に傘を出した。冬の間は出すことのなかった傘を久しぶりに差して歩く。傘から聞こえる雨音は、季節が変わったことを告げていた。もう春。雪は好きだけど、雨は好きじゃない。暖かな春も好きだけど、雨が降るごとに雪が溶けていくのがもったいなく思ってしまう。でも、もうすっかり季節は春に向かっていく。傘を差して歩いたこの春の雨の日に、新しい季節の始まりに気づいていた。

事務局だより



お手元に届いている新年度の講座案内でご承知のように、「遊」は五階に移動しました。大家さんの都合ということで、転居に係る作業も費用も一切の負担なしで、三月末、半日ほどであったという間に終わりました。幾らなんでも全く手をつけないわけにもいきまいと、見積もりに来た業者が届けてくれた段ボール箱に書棚の文書や書籍を詰める作業こそしたものの、本当にこんなことではないのだろうかと気がかりな有様のまま当日をむかえた次第。いつもの事務所の様子を書棚だけスケスケになっているところを想像していただければ中らずといえども遠からずというところ。

数人の働き手の作業は、南側の荷運び用エレベーターや六階と五階の廊下に養生のシートを張る事と、事務所の中様々な物品にペタペタ付箋を付けるのが同時進行。付箋に書きつけられた数字や文字は移動の後、元の棚などに収納する目印。事務所の形や広さは殆ど変わらないので言わば「平行移動」。机の上の物品までもが「原状回復」といったふう。だから「引越したので片付きました」とはならずこれまで通りの事務所。気軽に立ち寄りください。これまでと違い扉にガラスがないので気配がうかがえず開けるのに少々億劫かな。(黒田秀之)

冊子『SDGs 北海道の地域目標をつくろう』刊行

2015年度より「遊」ではSDGs（国連・持続可能な開発目標）を地域で活かしていくための取り組みを行っています。このたび、2016年に一年間実施したSDGs 北海道の地域目標づくりの成果をまとめた小冊子『SDGs 北海道の地域目標をつくろう』を作成しました。今回、「ゆうひろば」と共に同封いたしましたので、ご一読ください。

2017年度前期講座 続々開講します！

すでにいくつかの講座は4月より開講していますが、5月連休明けから2017年度前期の講座が本格スタートします。申込は随時受付中です。同封のチラシやカレンダー等をご確認のうえ、ぜひ講座にご参加ください。ウェブサイトからも申込できます。

<http://sapporoyu.org/>

柚原 誓子
(ゆはら せいこ)

平日は会社員。休日は心惹かれるままに、趣味のスキー、温泉、旅行を楽しんでいます。数年前から始めた俳句。あらためて日本語の美しさに触れています。

自然食ホロ

札幌市東区中沼西5条2丁目3-16
TEL: 887-6224

いつも喜んで、感謝して。

<http://holo.sunnyday.jp/>

オーガニック・自然食品専門店

有機野菜と加工品 配達もやります！

らる畑

札幌市中央区大通西23丁目
tel 614-2406 Fax 614-3836
<http://kewapaga3.nifty.com/raru/>
AM10時~PM7時(日曜PMS時)

Simple Life, High Thinking

小5から高3まで

スコレ ユウ
NPO法人 森の学校ユウ

〒007-0866 札幌市東区伏古6条4丁目4-21
TEL. 785-0228
東苗穂校 東区東苗穂8条2丁目13 TEL. 791-5770

内科・神経内科

札幌中央 ファミリークリニック

外来一般診療
月火木金9:00~12:00

札幌市中央区南1条西11丁目
海晃南一条ビル6F
TEL. 272-3455

東ティモール マウベシ珈琲

オーガニックカフェやショップで販売中
フェアトレードの美味しいコーヒー!!

NPO法人 ほっかいどうピーストレード
TEL 070-5619-3222
hokkaidopeacetrade@gmail.com

いつだって No Nuke!

北海道のエネルギーの未来を考える
10,000人の会

生活クラブは、
ちょっと変わった
生協です♪
モットーは
「おいしくてカラダによくて
自然を壊さない」です

生活クラブ北海道 **検索**

北海道平和運動 フォーラム

代表 江本 秀春
代表 清末 愛砂
代表 長田 秀樹

札幌市中央区北4条西12丁目
TEL.011-231-4157
FAX.011-261-2759
<http://peace-forum.org/>

編集後記

森友学園問題から「村度(そんたく)」という言葉が、巷をにぎわしている。「村度」の意味は、「他人の気持ちを推し量ること。推察。」とあるが、それが権力者(オカミ)の意向を推し量ってしまうところに大きな問題がある。「遊」の活動をしている中でも、残念なことこうした「村度」にぶつかる場面が、最近増えてしまってきている。力なきもの、弱きものの気持ちを推し量るのが市民活動のスタンス。反面教師としたい。(こ)



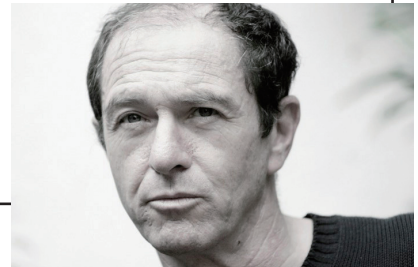
さっぽろ自由学校「遊」からのお知らせ

<特別企画>

エノ・シュミットさんと語る ベーシックインカム

昨年、世界で初めてスイスでベーシックインカムの国民投票を実現したエノ・シュミットさんを札幌にお迎えします。エノ・シュミットさんと未来社会のイメージを共有しましょう。

- 日 時 2017年5月1日(月) 18:30～
- 会 場 札幌エルプラザ 2F 環境研修室
(北区北8西3)
- 参加費 1,000円



「チャルカ～未来を紡ぐ糸車～」 「太陽の蓋」 上映会

- 日 時 2017年5月13日(土)
10:30～ / 14:40～ / 18:50～ 「チャルカ」
12:15～ / 16:25～ 「太陽の蓋」
- 会 場 札幌プラザ2・5 (狸小路5丁目)
- チケット 前売 1作1,000円 2作1,700円 / 当日 1作1,200円 2作2,000円
- 前売取扱 大丸プレイガイド、道新プレイガイド、さっぽろ自由学校「遊」、らる畑、これからや、みんなる、あすらん、北海道キリスト教書店

主催 / SHUt 泊、脱原発をめざす女たちの会・北海道、生活クラブ生活協同組合、北海道のエネルギーの未来を考える10,000人の会、さっぽろ自由学校「遊」



ゆうひろば

発行：NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501

・郵便振替口座： 02780-5-47036 (名義：自由学校「遊」)



- ・TEL:011-252-6752
- ・FAX:011-252-6751
- ・syu@sapporoyu.org
- ・http://www.sapporoyu.org

二次元コード読取機能付の携帯電話でこのコードを読み取ると、カレンダー情報のページにアクセスできます。携帯電話用のURLを直接入力しても同様です。
http://sapporoyu.org/m/

